

議案第6号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の6.07」を「100分の6.23」に改める。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「25,700円」を「26,400円」に改める。

第5条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「21,200円」を「20,200円」に改め、同条第2号中「10,600円」を「10,100円」に改め、同条第3号中「15,900円」を「15,150円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の1.97」を「100分の2.13」に改める。

第7条の2中「8,100円」を「8,800円」に改める。

第8条中「100分の1.75」を「100分の2.01」に改める。

第9条の2中「9,300円」を「10,500円」に改める。

第9条の3中「5,200円」を「5,600円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「17,990円」を「18,480円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「14,840円」を「14,140円」に改め、同号イ(イ)中「7,420円」を「7,070円」に改め、同号イ(ウ)中「11,130円」を「10,605円」に改め、同号ウ中「5,670円」を「6,160円」に改め、同号オ中「6,510円」を「7,350円」に改め、同号カ中「3,640円」を「3,920円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「12,850円」を「13,200円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「10,600円」を「10,100円」に改め、同号イ(イ)中「5,300円」を「5,

050円」に改め、同号イ(ウ)中「7,950円」を「7,575円」に改め、同号ウ中「4,050円」を「4,400円」に改め、同号オ中「4,650円」を「5,250円」に改め、同号カ中「2,600円」を「2,800円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「5,140円」を「5,280円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(7)中「4,240円」を「4,040円」に改め、同号イ(イ)中「2,120円」を「2,020円」に改め、同号イ(ウ)中「3,180円」を「3,030円」に改め、同号ウ中「1,620円」を「1,760円」に改め、同号オ中「1,860円」を「2,100円」に改め、同号カ中「1,040円」を「1,120円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,960円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,600円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,560円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,320円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,200円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 400円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

- (1) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い必要があるからである。
- (2) 国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 世帯に未就学児がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額する規定を設けること。（第23条第2項関係）
- (2) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。（第3条第1項、第5条から第6条まで、第7条の2、第8条、第9条の2及び第9条の3関係）

区分		改正後	改正前
		令和4年度分以後	令和3年度分まで
基礎課税額	所得割額	6.23%	6.07%
	均等割額	26,400円	25,700円
平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	20,200円	21,200円
	特定世帯	10,100円	10,600円
	特定継続世帯	15,150円	15,900円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	2.13%	1.97%
	均等割額	8,800円	8,100円
平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	[6,700円]	6,700円
	特定世帯	[3,350円]	3,350円
	特定継続世帯	[5,025円]	5,025円
	所得割額	2.01%	1.75%

介護納付金課 税額	均等割額	10,500円	9,300円
	平等割額	5,600円	5,200円

[]は改正なし。

(3) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第1項関係)

区分		改正後	改正前
		令和4年度分以後	令和3年度分まで
基礎課税額	7割軽減	18,480円	17,990円
	5割軽減	13,200円	12,850円
	2割軽減	5,280円	5,140円
後期高齢者支援金 等課税額	7割軽減	6,160円	5,670円
	5割軽減	4,400円	4,050円
	2割軽減	1,760円	1,620円
介護納付金課税額	7割軽減	7,350円	6,510円
	5割軽減	5,250円	4,650円
	2割軽減	2,100円	1,860円

(4) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第1項関係)

区分			改正後	改正前
			令和4年度分以後	令和3年度分まで
基礎 課 税 額	7 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	14,140円	14,840円
		特定世帯	7,070円	7,420円
	5 割 軽 減	特定継続世帯	10,605円	11,130円
		特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	10,100円	10,600円
割 減	特 定 継 続 世 帯	特定世帯	5,050円	5,300円
		特定継続世帯	7,575円	7,950円

	2 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	4,040円	4,240円
		特定世帯	2,020円	2,120円
		特定継続世帯	3,030円	3,180円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	7 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	[4,690円]	4,690円
		特定世帯	[2,345円]	2,345円
		特定継続世帯	[3,518円]	3,518円
	5 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	[3,350円]	3,350円
		特定世帯	[1,675円]	1,675円
		特定継続世帯	[2,513円]	2,513円
	2 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	[1,340円]	1,340円
		特定世帯	[670円]	670円
		特定継続世帯	[1,005円]	1,005円
介 護 納 付 金 課 税 額	7 割 軽 減	7割軽減	3,920円	3,640円
		5割軽減	2,800円	2,600円
		2割軽減	1,120円	1,040円

[]は改正なし。

(5) 所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

(1) 令和4年4月1日から施行すること。

(2) 改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すること。